

令和5年3月2日

資格取得届等の事前点検に係る留意点について
(厚生労働省事務連絡の補足)

厚生労働省保険局保険課から、令和5年3月1日付事務連絡「健康保険組合におけるオンライン資格確認の円滑な実施に向けた資格取得届等の速やかな提出のための事前点検について」(以下「事務連絡」という。)が発出されております。

事務連絡では、健保組合が入社前に資格取得届等の内容を点検(以下「事前点検」という。)する際の取扱いが示されています。

本会では、健保組合が円滑に対応できるよう、事務連絡の補足としてQ&Aをまとめましたので、ご参照ください。

なお、Q&Aの内容については、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

Q1：事前点検について事務連絡が発出された趣旨はどのようなものですか。

A：国の検討会において、保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応の一つとして、被保険者の資格取得日から5日以内に保険者に提出することとされている事業主の届出に関し、事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に提出されるよう徹底することとされました。これを踏まえ、厚生労働省から日本経済団体連合会及び日本商工会議所に対して、入社日前に内定者から個人番号の取得が可能であることの周知及び速やかな資格取得届等の提出に努めるよう協力依頼が行われています。これを受け、組合においても入社日前に資格取得届等の内容を点検(事前点検)する取扱いを整理したものになります。

Q2：事前点検の対象となる届書はどのようなものでしょうか。

A：健康保険の適用が内定等により見込まれる者に係る資格取得届と、その資格取得と同時に、その者の被扶養者となることが確実に見込まれる者に係る被扶養者届が対象となります。

Q3：「入社日においてその内容に変更がなく、その適用事業所に使用されるに至ったことが確認できる場合」とありますが、確認はどのように行なえばよいでしょうか。

A：事業主及び組合における個々の事情等により、組合が判断することとして差し支え

ありません。例えば、事前点検を行うに当たり、入社日までに内定取消等による変更があった場合は、入社日までに事業主が確実に連絡することとした旨の説明を組合が事前に行い、入社日において当該連絡がなかったことをもって、事前点検の内容に変更がなかったと組合が判断して差し支えありません。

Q 4 : 事前点検として提出された届書の受付日はいつとなるでしょうか。

A : 受付日は、届出にかかる適正な管理の観点から運用上管理しているものであるため、事前点検にかかる届出の受付日は、事前に組合が受付をおこなった日で差し支えありません。

Q 5 : 事前点検を事業主が組合に行う場合の資格取得届の提出年月日はいつにしたらよいでしょうか。

A : 当該届書の提出年月日は、資格取得予定日を記載（入力）してください。

Q 6 : 事前点検の結果、不備等がない場合は、組合において入社日前に基幹システムへの入力等を行なっても差し支えないでしょうか。

A : 事前点検の結果、不備等がない場合は、最終決裁前に適用が見込まれる者にかかる個人番号の確認又は取得等のためのJ-LIS照会、基幹システムへの入力、保険証の作成、及び中間サーバーへの加入者情報登録等を行なって差し支えありません。ただし、健康保険法第39条の規定による確認については、資格取得の事実を確認し、その効力が生じるものであることから、被保険者の入社日以降にその事実を確認し決裁を行う必要があります。よって、最終決裁の日付（通常は常務理事の決裁日）は入社日以降であることが必要です。

また、中間サーバーへの加入者情報登録等において「被保険者証有効開始年月日」に資格取得の予定日等を設定しアップロードすることで、同日よりオンライン資格確認を開始することができます。なお、事業主から内容変更等の報告があった場合は、組合は、加入者情報の削除等を実施する必要があります。

Q 7 : 「健康保険組合における自己点検の実施について」（平成24年4月13日付厚生労働省保険局保険課長通知）により、別紙「自己点検シート（適用、給付、保健事業等）」が示されており、「事実発生前の届書の受付をしていないか。（則第24条）」という項目がありますが、事前点検で受け付けた場合に当該項目と抵触しないでしょうか。

A : 本事務連絡に従い提出された資格取得届等は、入社日前の事前点検として受け付けるものであるため、届書として受け付けるものではありません。また、事前点検後の資格取得届等については、「組合において事前点検を行った結果、事業主に返戻の

必要な不備等がないこと、及び入社日においてその内容に変更がなく、その適用事業所に使用されるに至ったことが確認できる場合には、事前点検のために提出された当該届等について、入社日に届け出られたものとして取り扱って差し支えない」とされており、届出の受付日は、入社日（事実発生日）となります。そのため、設問にある自己点検シートの項目とは抵触しません。

健康保険組合連合会